

市から

10月1日(土)から
2つの医療証が
新しくなります

【重度障害者医療証
は3歳から申請でき
るようになります】

●内容 重度障害者医療証
はこれまで小学1年生か
らが対象でしたが、10月
1日からは、3歳から対
象になります。認定を受
けるには、申請が必要で

す。医療証は申請した月
の初日から使用できます
*小学6年生までの重度障
害者医療証は「桃色」に
変更

*中学生以上は変更なし
(青色・白色)

●申請に必要な物

①子が重度障害であるこ
とが分かる書類(障害者
手帳(身体1・2級か、
精神1級)、療育手帳A
など)②子の健康保険証
③子ども医療証④印鑑

【子ども医療証】

●内容 「乳幼児・子ども

医療証」は「子ども医療
証」に変わります
*子ども医療証は、全年齢
「三ベンダー色」に変更

から改正されます。改正
の詳細は、10月1日号に
掲載します
■問い合わせ先
子ども家庭課
子ども家庭係
☎(36) 1151

●内容 現在受給資格があ
る人は、9月下旬までに
新しい医療証と案内を送
付します。10月1日から
は新しい医療証を使用し
てください。旧医療証は
使用できなくなります

【共通事項】

*県の制度改正に伴い、市
の乳幼児・子ども医療費
支給制度、重度障害者医
療費支給制度が10月1日

ひとり親家庭等への
日常生活支援制度と
福祉資金の貸付制度

【母子家庭等
日常生活支援制度】

市では、母子家庭の母と
父子家庭の父、かつて母子
家庭の母(寡婦)であった

市民が技能習得のための通
学や、疾病などで一時的に
生活援助が必要になった場
合、家庭生活支援員を派遣
し、必要な支援を実施しま
す。

●対象 母子、父子家庭と
寡婦の市民

*所得に応じた費用負担あ
り。事前登録必要

【母子父子寡婦
福祉資金貸付制度】

県が、母子・父子家庭と
寡婦の生活の安定、経済的
自立の手助けや子どもの福
祉の増進を図るため、修

学資金や技能習得期間の
生活資金など、13種類の
資金の貸し付けを実施して
います。
●対象 母子家庭の母と父
子家庭の父、その父母に
扶養されている児童、か
つて母子家庭の母(寡婦)
であった市民

■問い合わせ先
子ども家庭課
子ども家庭係
☎(36) 1151

地区計画の決定
②宗像都市計画公園の変更
(城ヶ谷中央公園、赤間
コミュニティふれあい公
園)
●概要
①スポーツ施設として一体
開発された施設の維持・
保全を実施することで、
周辺地域と調和のとれた
土地利用を図るため、吉
留の約46・1畝に地区計
画を定める

②市内にある公園で、都市
計画決定されていない2
カ所を都市計画決定する
●期間
①9月6日(火)～同20日
(火)
②同9日(金)～同23日(金)
*土・日曜日、祝日を除く
●時間 午前8時30分～午
後5時
●場所 都市計画課(本館
2階)
●意見書の提出 市民と利
害関係者のみ可
*意見書の様式例は縦覧場
所にあり
●提出締切日
①9月20日(火)
②同23日(金)
●提出先
▽郵送 〒811-349
2/住所不要
*提出締切日消印有効
▽FAX (37) 1242
▽E-mail futosukei@city.muna
kata.fukuoka.jp
▽窓口
●問い合わせ先
都市計画課
☎(36) 1484

市民講演会

参加無料

「発達に支援が必要な子どもの
早期療育と就学支援」

～その人らしさをとらえ幸せを願って～

発達支援センターでは、乳幼児期から中学生まで
の子どもの相談を受けています。

乳幼児期は「運動や言葉の遅れ」「動きの多さ」「かんしゃく」「集団行動がとれない」など、学童期は「読み書きが苦手」「忘れ物が多い」「片付けられない」「友人トラブルが多い」など、学校生活に関連する相談が主にあります。不登校、うつ症状のように二次障害に発展した相談もあります。

発達に支援が必要な子どもへの早期介入と療育は、
子どもが自分らしく自信を持って就学を迎えるため
に、とても大切なことです。

「その人らしさ」をとらえ「幸せに」を願って、早
期の支援につなぐことが、センターの役割の一つで
す。

子どもの可能性を広げるために、発達障がいも広
く市民に理解され、地域で自分らしく生き生きと生活できるよう支援していきます。

今回は、講師に「パークサイドこころの発達クリニック」院長の原田剛志さん(医師)
を招き、市民講演会を開催します。



講師の原田さん

- 日程 10月8日(土)
- 時間
▽開場=9:30
▽実施=10:00~12:00
- 場所 メイトム宗像・多目的ホール
- 定員 先着150人
- 託児 無料、先着30人(未就学児のみ)
- 申込締切日 9月20日(火)17:00
- 申込必要事項 ①住所②氏名③電話

- 番号④託児を希望する人は子どもの
氏名、年齢(○歳○カ月)
- 申込先 発達支援センター
▽ハガキ=〒811-3492/住所不要
▽FAX (37)3046
▽E-mail hattatu@city.munakata.
fukuoka.jp
- 問い合わせ先
発達支援センター ☎(36)9098

都市計画案の縦覧

①グローバルアリーナ地区

☎(36) 1151

●詳細は問い合わせを
■問い合わせ先
子ども家庭課
子ども家庭係

▽郵送 〒811-349
2/住所不要
*提出締切日消印有効
▽FAX (37) 1242
▽E-mail futosukei@city.muna
kata.fukuoka.jp
▽窓口
●問い合わせ先
都市計画課
☎(36) 1484

自営業・フリーで働く方、そのご家族の皆様!10月上旬までのご加入で28年分の確定申告に間に合います!

税制面でも優遇されている公的な個人年金です。20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者および60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入されている方が加入できます。

税金がおトクで今にゆとり、老後にゆとり

掛金の全額が
社会保険料控除となり、
所得税や住民税が軽減されます。
※課税所得が380万円、
所得税20.42%、住民税10%

国民年金基金の
掛金の
年間合計額
30万円の場合

所得税・住民税
約9万円軽減!
掛金は実質
約21万円

さらに

年金を受け取る時も
■国民年金等の公的年金と併せて
公的年金等控除の対象となります。
万が一の時も
■遺族の方が受け取る遺族一時金は
全額非課税扱いとなります。

福岡県国民年金基金 0120・65・4192
あなたのプランをご提案します。詳細はお電話ください!

福岡市博多区博多駅前1丁目1-1(博多新三井ビル11階)
TEL 092-413-8713 FAX 092-414-5502
福岡県国民年金基金 検索